

# 山口市介護認定審査会運営要綱

## (目的)

第1条 山口市介護認定審査会運営要綱は、山口市介護保険条例施行規則（平成17年山口市規則第110号。以下「規則」という。）第7条に基づき、山口市介護認定審査会（以下「審査会」という。）に関して必要な事項を定め、審査会の適切な運営に資することを目的とする。

## (組織)

第2条 審査会には、会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。  
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。  
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。  
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 委員は、再任されることができる。

## (合議体)

第4条 審査会には、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「部会」という。）を設置し、審査及び判定の案件を取り扱う。  
2 部会の数は30部会以下とする。  
3 当該部会は、保健・医療・福祉に関する学識経験者の各分野の均衡に配慮した構成とし、1つの部会を構成する委員は交代要員を含め7名以内とする。  
4 部会には部会長を1人置き、会長の指名によってこれを定める。  
5 部会には、副部会長を1人置き、部会長の指名によってこれを定める。  
6 部会は、部会長又は副部会長が招集するものとし、部会を構成する委員のうち、3人以上の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。  
7 部会の出席委員数は原則として4人とし、予め交代要員として指定されている者については、交代出席を認める。  
8 部会の出席委員数は、以下の場合、4人より少なく設定することができる。ただし、この場合であっても、少なくとも3人を下回ることはできない。  
(1) 更新申請を対象とする場合  
(2) 委員の確保が著しく困難な場合  
(3) その他、4名より少ない定数によっても認定審査会の審査の質が維持されるものと市長が判断した場合

## (決議)

第5条 部会の議事は、部会長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。  
2 審査対象者が審査会委員の関係する施設等に入院し、若しくは入所し、又は居宅サービスを受けている場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限

って、当該審査会委員は判定に加わることができない。ただし、当該審査対象者の状況等について意見等を述べることは差し支えない。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、山口市健康福祉部介護保険課内に置く。

(審査判定)

第7条 審査会は、審査対象者について、「認定調査票（基本調査）」及び「認定調査票（特記事項）」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」による要支援認定基準及び要介護認定基準（以下「認定基準」という。）に照らして、次に掲げる事項について審査及び判定を行う。

- (1) 要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に該当すること
- (2) 介護の必要の程度等に応じて認定基準で定める区分（以下「要介護状態等区分」という。）について、審査及び判定を行う。
- 2 要介護状態等区分の決定に当たっては要介護認定等基準時間等に基づき、介護に係る時間の審査（以下「介護の手に係る審査判定」という。）を行い、介護の手に係る審査判定において、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態に該当すると判定された審査対象者については、認知症の程度や心身の状況の安定性等に基づき、心身の状態の維持又は改善可能性の審査（以下「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」という。）を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかの判定を行う。
- 3 特に必要がある場合は、次に掲げる事項について意見を付することができる。
  - (1) 被保険者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
  - (2) 居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項
- 4 40歳以上65歳未満の審査対象者にあつては、「主治医意見書」により介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に規定する特定疾病によって生じている障害（生活機能低下）を原因として要介護状態等となっていることを確認する。
- 5 審査会は、規則第5条に規定する被保護者についての審査及び判定を受託することができるものとする。

(審査会開催の手順)

第8条 事務局は、審査会開催に先立ち、部会長の指示に基づいて当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者について以下の資料を準備する。

- (1) 認定調査票（基本調査）の調査結果（以下「基本調査結果」という。）を用いて市町村に設置されたコンピュータに導入するために国が別途配布する一次判定用ソフトウェアにより分析・判定（以下「一次判定」という。）された結果
  - (2) 認定調査票（特記事項）の結果の写し
  - (3) 主治医意見書の写し
- 2 事務局は、当該審査対象者の状態等について十分な理解が得られるよう、審査会開催1週間前までに上記関係資料等を審査会委員に配布又は送付する。
  - 3 資料作成に当たっては、氏名、住所等によって調査対象者が特定されるような事項を含めない。

（審査及び判定の手順）

第9条 「認定調査票（特記事項）」、「主治医意見書」を参照し、「基本調査結果」との明らかな矛盾等がないか確認する。

- 2 前項で判明した矛盾等について、「基本調査結果」を「認定調査票（特記事項）」及び「主治医意見書」の内容と比較検討した結果、「基本調査結果」の一部修正を行うことが適当と認められる場合には、修正を行い、再度一次判定を行う。

なお、「基本調査結果」の一部修正を行う場合には、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」（平成21年9月30日老発0930第6号厚生労働省通知。以下「省通知」という。別紙4 I）を参照する。

- 3 第1項で判明した矛盾等が、調査の不備によるものであると認められる場合には「一次判定結果」を「再調査」とする。

- 4 40歳以上65歳未満の審査対象者にあつては、「主治医意見書」に基づき、要介護状態等の原因である障害（生活機能低下）が特定疾病によって生じていることを「特定疾病にかかる診断基準」に照らして確認する。

なお、主治医意見書を記載した医師が当該診断基準を直接用いてない場合は、意見書記載事項を診断基準に当てはめた上で、特定疾病に該当しているかどうかにつき確認する。

- 5 「一次判定結果」（「基本調査結果」の一部修正を行った場合には、一次判定用ソフトウェアを用いて一次判定を再度行って得られた「一次判定結果（修正後）」）に、「認定調査票（特記事項）」及び「主治医意見書」の内容を加味し、介護の手間に係る審査判定を行う。

特に認定調査員に対し、介護が不足している等の対象者の具体的な状況について特記事項に記載するよう徹底していることから審査会においても当該情報を積極的に勘案し審査判定を行う。

また、審査会での個別の審査判定において、「認定調査票（特記事項）」及び「主治医意見書」の内容から、通常の例に比べてより長い（短い）時間を介護に要すると判断される場合には、一次判定の結果を変更する。

なお、一次判定の結果を変更する場合には、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」（省通知別紙4 II）を参照する。

- 6 介護の手間に係る審査判定において要介護認定等基準時間が32分以上

50分未満と判定した場合には、認定審査会資料に示された「認知機能・状態の安定性の評価結果」を原案として、「認定調査票（特記事項）」及び「主治医意見書」の内容を加味した上で、「予防給付等の適切な利用が見込まれない状態像について」（省通知別紙5）を参照して、状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い、要介護1又は要支援2のいずれの要介護状態等区分に該当するかについて、判定を行う。

状態の維持・改善可能性に係る審査判定に当たっては、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」（省通知別紙4 III）によるものとする。

状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した場合には、「予防給付等の適切な利用が見込まれない状態像について」（省通知別紙5）に示された、いずれの状態像に該当するか確定する。

7 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は、以下のとおりとする。

(1) 認定の有効期間を定める場合の留意事項

審査会が認定の有効期間について意見を述べる場合は、「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から以下の考え方を基本に認定の有効期間についての検討を行う。

① 認定の有効期間を原則より短く定める場合

- ・ 状態の維持・改善可能性に係る審査判定において要介護1と判定した者であって、「予防給付等の適切な利用が見込まれない状態像」（省通知別紙5）のうち、「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」に該当するとされた者等、身体上又は精神上的の生活機能低下の程度が短期間に変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・ 施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合

② 認定の有効期間を原則より長く定める場合

- ・ 身体上又は精神上的の生活機能低下の程度が安定していると考えられる場合
- ・ 同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態等区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合（重度の要介護状態にある場合を基本とするが、個々の事例ごとに原則より長期間要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断）
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合

(2) サービス種類の指定を行う場合の留意事項

市は審査会の意見に基づき、サービス種類の指定を行うことができるが、

サービス種類を指定することにより、指定されたサービス以外のサービスは利用できないことから、申請者の状況について具体的に検討の上、種類を指定する必要がある。

特に、認定調査において「介助されていない」と選択されたが、本来は介助の必要性が認められるときは、適切なケアプラン作成に資するため、積極的に必要なサービスについての意見を付することとする。

なお、種類の指定にあたっては、「通所リハビリテーションを含む居宅サービス」等、複数のサービスを組み合わせての指定を行うことも可能である点に留意する。

8 審査判定結果については、審査会から山口市長へ通知する。

(過去の審査判定資料の参照)

第10条 過去に用いた審査判定資料及び概況調査については、審査会が当該審査対象者の状態を把握するための参考資料として用いることができる。

なお、この場合であっても、一次判定の結果を変更する場合は、「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」（省通知別紙4）を参照する。

(審査及び判定に当たっての留意事項)

第11条 認定審査会資料のうち「認知機能・状態の安定性の評価結果」は、介護の手間に係る審査判定において要介護認定等基準時間が32分以上50分未満と判定された者に対する状態の維持・改善可能性に係る審査判定においてのみ用い、介護の手間に係る審査判定においては用いることはできない。

(審査会の公開)

第12条 審査会は、第三者に対して非公開とする。

(記録の保存)

第13条 審査判定に用いた記録の保存はカセットテープ等をもって行い、保存の期間は1年とする。

(認定審査会の簡素化)

第14条 以下の(1)から(6)の全ての要件に合致する場合、「第7条 審査判定」「第8条 審査会開催の手順」「第9条 審査及び判定の手順」の規定によらず、認定審査会を簡素化して実施することとしても差し支えない。

- (1) 審査対象者が、介護保険法第7条第3項第1号又は同条第4項第1号に定める者であること
- (2) 介護保険法第28条に定める要介護更新申請又は第33条に定める要支援更新申請であること
- (3) 一次判定(第9条の第1項、第2項、第3項に定める「一次判定の修正・確定」を行う前のもの。以下本項において同じ。)における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること

- (4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること
- (5) 一次判定における要介護度が「要支援2」又は「要介護1」である場合、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」（省通知別紙2-3）でないこと
- (6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと
  - ・29分以上32分未満
  - ・47分以上50分未満
  - ・67分以上70分未満
  - ・87分以上90分未満
  - ・107分以上110分未満

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市介護保険認定審査会運営要綱（山口市制定）、小郡町介護認定審査会運営要綱（小郡町制定）、阿知須・秋穂町介護認定審査会運営要綱（秋穂町・阿知須町制定）、又は徳地町介護認定審査会運営要綱（徳地町制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。  
(任期の特例)
- 3 この要綱の施行日以降最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。ただし、合併前の旧徳地町の区域で行う審査会の委員の任期については、平成18年3月31日までとする。  
(合議体の特例)
- 4 第5条第7項及び第8項の規定にかかわらず、合併前の旧徳地町の区域で行う審査会については、合併前の徳地町介護認定審査会運営要綱の例による。  
(阿東町の編入に伴う経過措置)
- 5 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町介護保険条例施行規則（平成12年阿東町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為のうち、介護認定審査会の運営に関するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。  
(阿東町の編入に伴う任期の特例)
- 6 阿東町の編入の日以降最初に委嘱する委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年12月1日から施行する。